第二十四条の四から第二十四条の六までの規定中「第百二十一条の五」を「第百九条」に改める。

第二十四条の六の二第一項中「第百二十一条の五の六の」を「第百十四条の」に改め、同項第四号中「第百二十一条の五の六第二号」を「第百十四条第二号」に改める。

第二十四条の六の三中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に、「第百二十一条の五の六」を「第百十四条」に改める。

第二十四条の六の四及び第二十四条の六の五中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改める。

第二十四条の六の六中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に、「第百二十一条の五の七」を「第百十五条」に改める。

第二十四条の六の七中「第百二十一条の五の三第一項」を「第百十一条第一項」に、「第百二十一条の五の八第六項」を「第百十六条第六項」に、「掲げる法第百二十一条の五の九第一項」を「掲げる法第百十七条第一項」に改め、同条の表中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改める。

第二十四条の七中「第百二十一条の六第一項第二号」を「第百十八条第一項第二号」に、「第百二十一条の八第一項」を「第百二十条第一項」に、「第百二十一条の九第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

第二十四条の八中「第百二十一条の六第一項第八号」を「第百十八条第一項第八号」に改める。

第二十四条の九中「第百二十一条の八第一項」を「第百二十条第一項」に、「第百二十一条の九第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

第二十四条の十中「第百二十一条の八第一項」を「第百二十条第一項」に改める。

第二十四条の十一中「第百二十一条の九第一項」を「第百二十一条第一項」に改める。

第二十七条第一号及び第三号中「第十一条の四第一項」を「第十一条の五第一項」に改める。

第二十八条の二第一項中「第百二十一条の三第二項」を「第百七条第二項」に改め、同項第一号中「第百二十一条の二第一項」を「第百六条第一項」に改め、同項第五号中「第百二十一条の三第三項」を「第百七条第三項」に改める。

第二十八条の三第一項中「（法第百二十一条の五の九第一項」を「（法第百十七条第一項」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改め、同項第四号中「第百二十一条の五の八第三項」を「第百十六条第三項」に、「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改め、同項第五号中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改め、同項第六号中「第百二十一条の五の八第二項」を「第百十六条第二項」に、「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改め、同項第十号中「第百二十一条の五の八第四項」を「第百十六条第四項」に、「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改め、同項第十一号中「第百二十一条の五の九第一項」を「第百十七条第一項」に改める。

第三十条第三項中「第百条の八第一項」を「第百五条第一項」に改める。

（水産資源保護法施行令の一部改正）

第三条　水産資源保護法施行令（昭和二十七年政令第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条第一項」を「第二十二条第一項」に、「基く」を「基づく」に改める。

第二条中「第十八条第三項」を「第二十二条第三項」に改める。

（内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部改正）

第四条　内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条から第五条までを削る。

第六条第一項中「漁業法の」を「漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の」に改め、同項の表を次のように改める。

第四十条第一項第二号、第四十一条第一項第六号及び第四十六条第一項	漁業	第三十九条第一項及び第四十五条	第四十五条
	養殖業		係る養殖場
第四十一条第一項第五号、第四十五条第二号から第四号まで、第四十八条第一項及び第四十九条第一項	船舶		係る船舶
	養殖場	第四十五条	場合その他農林水産省令で定める場合は
第四十五条	場合は		内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第三十条において準用する漁業法
第五十五条第三項	漁業法		

第六条第二項中「第六十三条第一項」を「第五十五条第三項」に改め、同条を第二条とする。

（漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の廃止）

第五条　次に掲げる政令は、廃止する。

一　漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）

二　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令（平成八年政令第二百十三号）

（会社経理応急措置法施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「第六条」を「第五条」に改める。

一　会社経理応急措置法施行令（昭和二十一年勅令第三百九十一号）第八条の三第一項及び第八条の六第二項

二　企業再建整備法施行令（昭和二十一年勅令第五百一号）第六条の二第三項

三　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十五条第七項の表工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）第二十三条第四項ただし書、第二十八条第二項及び第三項、第四十四条第四項ただし書並びに第四十七条第一項（これらの規定を鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）第三条、漁業財団抵当法（大正十四年法律第九号）第六条、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第二十六条及び道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）第十九条において準用する場合を含む。）の項

（地方自治法施行令の一部改正）

第七条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十三条第一項第一号ロ中「、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同号ハ中「収用委員会の委員」の下に「、海区漁業調整委員会の委員」を加える。

第百七十四条の五十第一項第十号中「第八十五条第六項」を「第百三十七条第六項」に、「第百九条」を「第百五十一条」に、「第百三十二条」を「第百七十三条」に改める。